



お知らせ

記者発表資料	令和4年3月30日
配布日	

資料提供先：合同庁舎記者クラブ
広島県政記者クラブ
岩国日刊記者クラブ
中国地方建設記者クラブ

小瀬川渇水対応タイムラインの運用開始

～小瀬川水系の各機関が連携し渇水に対する備えを強化～

小瀬川管理協議会（以下、「協議会」という。）では、渇水への備えとして「小瀬川渇水対応タイムライン」の策定に取り組み、令和4年3月29日に各機関の皆さまから合意が得られたため、令和4年4月1日より運用を開始することになりました。

この小瀬川渇水対応タイムラインは、河川管理者・ダム管理者・発電事業者・水道事業者・工業用水道事業者・かんがい事業者の関係機関が「弥栄ダム・小瀬川ダム・渡ノ瀬ダムの合計貯水量」の渇水の状況に応じて渇水への備えとそのタイミングをあらかじめ決め、変化する小瀬川水系の流況に対し、いち早く柔軟に対応することを目的としています。

これは小瀬川流域の各機関の水利用の実態を踏まえて、各機関が取り得る対策を示したもので、実際の渇水調整や具体的な対応は協議会を経て決定した上で実施します。

※小瀬川3ダム（弥栄ダム、小瀬川ダム、渡ノ瀬ダム）合計貯水量が、2,500万m³（40%相当）、1,900万m³（30%相当）、1,300万m³（20%相当）になった場合、協議会を開催することなどを記載しました。

これにより、各機関が迫り来る渇水に対して、事前に定められた対策を実施することにより、被害を最小限にとどめることが可能と考えています。

※小瀬川流域では、今年1月より少雨傾向で、渇水傾向にあります。現状、協議会開催までには至っていません。



太田川
シンボルマーク



小瀬川
シンボルマーク

問い合わせ先

国土交通省 中国地方整備局 太田川河川事務所
電話 082-222-9247（占用調整課）

【担当】

副 所 長 齊藤 一正（さいとう かずまさ）
占用調整課長 木戸出 裕己（きどで ひろみ）
保全対策官 伊原 伸一（いはら しんいち）

小瀬川管理協議会 渇水対応タイムライン

事前渇水行動計画(小瀬川通年)

令和4年4月1日 運用開始

3ダム貯水量	3ダム貯水率	渇水の状況・期間	調整の目安	河川管理者 ダム管理者	発電事業者	水道及び工業用水事業者	かんがい事業者
6,090万m ³ ～ 4,300万m ³	100% ～ 70%程度	<div style="text-align: center;"> <p>渇水発生前</p> </div>	平時 ▼4,300万m ³ 渇水を懸念	【適正な河川管理】 ◇適正な利水補給、河川環境の確認	【平時からの適正な施設管理】 ◇取水・導水管施設の点検・整備	【平時からの適正な施設管理】 ◇取水・送配水施設の点検・整備 ◇施設等の水回りの整備・点検	【平時からの適正な施設処理】 ◇施設等の水回りの整備・点検
				【事前行動:情報収集】 ◇気象情報、ダム貯水率など ※気象3か月予報等により以後も少雨傾向が継続されると判断される場合:事務局で見合放流開始時期を検討	【事前行動:情報収集】 ◇気象情報、ダム貯水率など ※河川管理者からの気象3ヶ月予報等などの情報提供に基づき少雨傾向が継続されると判断される場合:見合放流開始時期を検討	【事前行動:情報収集】 ◇気象情報、ダム貯水率など ※河川管理者からの気象3か月予報等などの情報提供に基づき少雨傾向が継続されると判断される場合:見合放流開始時期を検討	【事前行動:情報収集】 ◇気象情報、ダム貯水率など ※河川管理者からの気象3か月予報等などの情報提供に基づき少雨傾向が継続されると判断される場合:見合放流開始時期を検討
4,300万m ³ ～ 3,100万m ³	70%程度 ～ 50%程度	<div style="text-align: center;"> <p>自主節水期</p> </div>	貯水率が減少傾向にあり、水利用を自主的に制限している状況 ▼4,000万m ³ 各水利権者の予定取水量確認 ▼3,500万m ³ 管理協議会(情報交換会)検討 ▼3,000万m ³ 管理協議会準備会開催(第1回) ※取水制限実施について事前協議	【適正な河川管理】 ◇太田川河川事務所HP開設(情報提供開始) ◇各水利権者の予定取水量を確認後、見合放流量及び見合放流開始時期を検討	【情報収集】 ◇気象情報、ダム貯水率などの収集及びダムの水位及び河川水位の監視	【情報提供】 ◇利水者への情報提供	【情報提供】 ◇利水者への情報提供
				【事前行動:情報収集】 ◇貯水量低下が早い場合、情報交換会を開催せず見合放流を実施	【渇水対策の推進】 ◇見合放流実施	【情報収集】 ◇気象情報、ダム貯水率などの収集及びダムの水位及び河川水位の監視	【渇水対策の推進】 ◇見合放流実施
				◇管理協議会準備会(第1回)開催 ※上記内容を実施し、改善が見られず貯水量の低下が進行する場合は管理協議会準備会(第1回)を開催し、節水率や節水時期を事前に調整	【渇水対策の推進】 ◇渇水に備えた体制整備(準備) ◇管理協議会準備会(第1回)への参加	【渇水対策の推進】 ◇渇水に備えた体制整備(準備) ◇管理協議会準備会(第1回)への参加 ◇上水・工水 第1次取水制限検討(3,000万m ³ を下回るとき) ◇農水 第1次取水制限検討(3,000万m ³ を下回るとき)	【渇水対策の推進】 ◇農家への節水呼びかけ ◇渇水に備えた体制整備(準備) ◇管理協議会準備会(第1回)への参加 ◇農水 第1次取水制限検討(3,000万m ³ を下回るとき)
				【適正な河川管理】 ◇管理協議会開催(第1回) ※第一次取水制限を実施	【情報収集】 ◇気象情報、ダム貯水率などの収集及びダムの水位及び河川水位の監視 ◇取水地点の河川状況の確認 ◇河川管理者及びダム管理者との調整	【情報提供】 ◇利水者への情報提供	【情報提供】 ◇利水者への情報提供
3,100万m ³ ～ 1,900万m ³	50%程度 ～ 30%程度	<div style="text-align: center;"> <p>渇水調整期</p> </div>	貯水率の減少が進行し、段階的に水利用の制限を強化している状況 ▼2,500万m ³ 管理協議会開催(第1回) ※取水制限実施について協議 ▼2,100万m ³ 管理協議会準備会開催(第2回) ※取水制限実施について事前協議 ▼1,900万m ³ 管理協議会開催(第2回) ※取水制限実施について協議	◇管理協議会準備会開催(第2回) ※上記内容を継続して実施し、改善が見られず貯水量の低下が進行する場合は管理協議会準備会(第2回)を開催し、さらなる節水率や節水時期を事前に調整 ◇管理協議会開催(第2回) ※第一次取水制限実施後、改善が見られない場合は、節水が可能な利水者に依頼する。	【情報収集】 ◇気象情報、ダム貯水率などの収集及びダムの水位及び河川水位の監視 ◇取水地点の河川状況の確認 ◇河川管理者及びダム管理者との調整	【情報提供】 ◇利水者への情報提供	【情報提供】 ◇利水者への情報提供
				【渇水対策の推進】 ◇異常渇水に備えた体制整備 ◇管理協議会への参加(第1回) ◇管理協議会準備会(第2回)への参加 ◇管理協議会への参加(第2回) ◇発電調整及び停止	【渇水対策の推進】 ◇管理協議会への参加(第1回) ◇上水・工水 第1次取水制限(2,500万m ³ を下回るとき) ◇異常渇水に備えた体制整備 ◇管理協議会準備会(第2回)への参加 ◇上水・工水 第2次取水制限検討(2,100万m ³ を下回るとき) ◇管理協議会(第2回)への参加 ◇上水・工水 第2次取水制限(1,900万m ³ を下回るとき)	【情報収集】 ◇気象情報、ダム貯水率などの収集及びダムの水位及び河川水位の監視 ◇取水地点の河川状況確認 ◇水源の状況監視強化	【渇水対策の推進】 ◇農家への節水呼びかけ ◇異常渇水に備えた体制準備 ・被害情報の収集 ・バルブ調節、ゲート調整 ◇管理協議会への参加(第1回) ◇農水 第1次取水制限(2,500万m ³ を下回るとき) ◇管理協議会準備会(第2回)への参加 ◇農水 第2次取水制限検討(2,100万m ³ を下回るとき) ◇管理協議会準備会(第2回)への参加 ◇農水 第2次取水制限(1,900万m ³ を下回るとき)
				【適正な河川管理】 ◇管理協議会開催(第1回) ※第一次取水制限を実施	【情報収集】 ◇気象情報、ダム貯水率などの収集及びダムの水位及び河川水位の監視 ◇取水地点の河川状況の確認 ◇河川管理者及びダム管理者との調整	【情報提供】 ◇利水者への情報提供	【情報提供】 ◇利水者への情報提供
				【適切な河川管理】 ◇管理協議会準備会開催(第3回) ※上記内容を継続して実施し、改善が見られず貯水量の低下が進行する場合は管理協議会準備会(第3回)を開催し、さらなる節水率や節水時期を事前に調整 ◇管理協議会開催(第3回) ※第二次取水制限実施後、改善が見られない場合は、節水が可能な利水者に依頼する。 ◇適正な利水補給、河川環境の確認 ◇被害情報等の収集 ◇管理協議会開催(第3回)	【渇水対策強化】 ◇管理協議会準備会(第3回)への参加 ◇管理協議会への参加(第3回) ◇発電調整及び停止	【渇水対策強化】 ◇利水者への節水呼びかけ等の強化 ◇管理協議会準備会への参加(第3回) ◇上水・工水可能な範囲で第3次取水制限検討(1,500万m ³ を下回るとき) ◇利水者との調整強化 ◇管理協議会への参加(第3回) ◇上水・工水可能な範囲で第3次取水制限実施(1,300万m ³ を下回るとき)	【渇水対策強化】 ◇農家への節水呼びかけ強化 ◇異常渇水に備えた体制整備 ・被害情報の収集 ・バルブ調節、ゲート調整強化 ◇管理協議会準備会(第3回)への参加 ◇農水可能な範囲で第3次取水制限検討(1,500万m ³ を下回るとき) ◇管理協議会への参加(第3回) ◇農水可能な範囲で第3次取水制限実施(1,300万m ³ を下回るとき)
1,900万m ³ ～ 0m ³	30%程度 ～ 0%	<div style="text-align: center;"> <p>異常渇水期</p> </div>	貯水率が概ねゼロの状況 ▼1,500万m ³ 管理協議会準備会開催(第3回) ※取水制限実施について事前協議 ▼1,300万m ³ 管理協議会開催(第3回) ※取水制限実施について協議	◇管理協議会準備会開催(第3回) ※上記内容を継続して実施し、改善が見られず貯水量の低下が進行する場合は管理協議会準備会(第3回)を開催し、さらなる節水率や節水時期を事前に調整 ◇管理協議会開催(第3回) ※第二次取水制限実施後、改善が見られない場合は、節水が可能な利水者に依頼する。 ◇適正な利水補給、河川環境の確認 ◇被害情報等の収集 ◇管理協議会開催(第3回)	【渇水対策強化】 ◇管理協議会準備会(第3回)への参加 ◇管理協議会への参加(第3回) ◇発電調整及び停止	【渇水対策強化】 ◇利水者への節水呼びかけ等の強化 ◇管理協議会準備会への参加(第3回) ◇上水・工水可能な範囲で第3次取水制限検討(1,500万m ³ を下回るとき) ◇利水者との調整強化 ◇管理協議会への参加(第3回) ◇上水・工水可能な範囲で第3次取水制限実施(1,300万m ³ を下回るとき)	【渇水対策強化】 ◇農家への節水呼びかけ強化 ◇異常渇水に備えた体制整備 ・被害情報の収集 ・バルブ調節、ゲート調整強化 ◇管理協議会準備会(第3回)への参加 ◇農水可能な範囲で第3次取水制限検討(1,500万m ³ を下回るとき) ◇管理協議会への参加(第3回) ◇農水可能な範囲で第3次取水制限実施(1,300万m ³ を下回るとき)
				【適正な河川管理】 ◇適正な利水補給、河川環境の確認	【平時からの適正な施設管理】 ◇取水・導水管施設の点検・整備	【平時からの適正な施設管理】 ◇取水・送配水施設の点検・整備 ◇施設等の水回りの整備・点検	【平時からの適正な施設処理】 ◇施設等の水回りの整備・点検

※このタイムラインは、渇水被害を最小限にとどめるため「弥栄ダム・小瀬川ダム・渡瀬ダム」の貯水率に応じて想定される対策、行動を示したものです。
 ※基本的にこのタイムラインに基づき各機関が行動することとしますが、各機関のその時の状況及び立場により適宜行動を変えることも差し支えないこととします。